

児童虐待防止対策体制総合強化プラン

平成 30 年 12 月 18 日

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

1. 目的

2016 年 5 月に全会一致で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）においては、子どもの家庭養育優先原則や国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられた。

また、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）を策定した。

しかしながら、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

(新プラン) を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となつて、必要な取組を強力に進めていく。

2. 対象期間

新プランの対象期間は、2019 年度から 2022 年度までとする。

3. 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子ども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、次の①及び②のとおり配置標準を見直した上、2017 年度の約 3,240 人から 2022 年度までに全国で 2,020 人程度増員する。

① 児童相談所の人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が 50 ケース相当から 40 ケース相当（注）となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直す。

（注）児童虐待相談における業務量として換算したケース数

② 里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置

- ・里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- ・市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を、都道府県の管内 30 市町村につき 1 人（指定都市は 1 人）配置する。

【目標】 2017 年度 3,240 人

→ 2022 年度 5,260 人（+2,020 人程度）

(2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司

の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】 2017年度 620人

→ 2022年度 920人（+300人程度）

（3）児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人配置することとし（2,500人）、2022年度までに全国で790人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する。

【目標】 2017年度 1,360人

→ 2022年度 2,150人（+790人程度）

（4）保健師の増員

子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、2020年度までに全国で110人程度増員する。

【目標】 2017年度 100人

→ 2020年度 各児童相談所（+110人程度）

（5）弁護士配置等

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、児童相談所における法的対応体制を強化する。

（6）一時保護の体制強化

必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取り組を進める。

一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよ

う、環境整備を進める。

一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

4. 児童相談所の専門性強化

平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。

児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。

地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。

専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

5. 市町村の体制強化

(1) 子ども家庭総合支援拠点の強化

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022 年度までに全市町村に設置する。

【目標】2018 年度 106 市町村 → 2022 年度 全市町村

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、2022年度までに全市町村に配置する。

【目標】2018年度 988市町村 → 2022年度 全市町村

6. 市町村の専門性強化

子ども家庭総合支援拠点の職員について、研修の実施等により専門性を確保する。

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、地域の連携体制の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、平成28年改正法により義務化された調整担当者研修の着実な実施等により、専門性を確保する。

市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を配置する。(再掲)

7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1～6に掲げるもののほか、緊急総合対策等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。

新プランの目標

	計画期間(2019年度から2022年度まで) ※保健師については2020年度を目標とする。			
	2017年度実績		配置目標	増員数
【児童相談所】				
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
うち スーパーバイザー	620 人	→	920 人	+ 300 人程度
うち 里親養育支援児童福祉司			各児童相談所	—
うち 市町村支援児童福祉司			都道府県:30市町村に1人 指定都市:1人	—
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人 ^{【注3】}	+ 790 人程度
保健師 ^{【注1】}	100 人 ^{【注2】}	→	各児童相談所 (2020年度まで)	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度
【市町村、要対協調整機関】				
子ども家庭総合支援拠点 (2018年2月実績)	106 市町村	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者 (2018年2月実績)	988 市町村	→	全市町村	—
【注1】「保健師」については、児童福祉法の規定上は「医師又は保健師」とされている。				
【注2】複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人				
【注3】2024年度までに2,500人				
【注4】進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。				